

# お知らせ

大阪府における個室ビデオ店等の建築に関する防火安全対策の強化の概要について

平成 23 年 2 月  
大阪府住宅まちづくり部建築指導室

大阪府では、個室ビデオ店及び類似施設〔カラオケボックス、インターネットカフェ・漫画喫茶、テレホンクラブ〕（以下「個室ビデオ店等」という。）の防火安全対策を強化するため、「大阪府建築基準法施行条例」を改正しました。この条例は平成 23 年 4 月 1 日に施行します。

## 対象「個室ビデオ店等」

・個室ビデオ店	・カラオケボックス
・インターネットカフェ、漫画喫茶	・テレホンクラブ

## 条例による基準強化の考え方

<b>①「特殊建築物」である「遊技場」として位置づけ法令・条例等の諸規定を適用</b>
<b>技術的基準の強化</b>
・排煙設備の設置基準（煙を排除する装置）、非常用照明（停電の際に自動的に非常電源に切り替わり点灯する照明装置）の設置基準、内装の不燃化（天井・壁などの仕上げ材料を燃えにくい材料とすること）の適用基準、避難口誘導灯の設置基準などを強化
<b>手続きの義務化</b>
・用途変更（建築物の一部を個室ビデオ店等へ変更する場合等）の際の建築確認申請を義務化【床面積が 100 ㎡を超える個室ビデオ店等】
・建物所有者等が建築物の構造・設備を定期的に点検し、その結果を特定行政庁へ報告する定期報告を義務化【床面積が 200 ㎡を超える個室ビデオ店等】
<b>②「遊技場」としての基準に追加し次の項目を基準強化</b>
・2 方向避難（当該階の居室の各部分から 2 以上の異なった経路により、避難階段等の安全な場所まで避難できること、2 以上の屋外への出口の設置）の確保
・廊下、階段の幅員等の確保

## 条例により追加する基準強化の概要

【個室ビデオ店等の用途部分の床面積の合計が 200 ㎡を超えるものが対象】

<b>○廊下の幅（居室の床面積の合計が 30 ㎡を超える場合）</b>
・両側に居室がある廊下の幅 120cm 以上 （床面積の合計が地上階で 100 ㎡、地階で 50 ㎡以下の場合 幅 90cm 以上）
・その他の廊下の幅 90cm 以上
<b>○階段及び踊場の幅（直上階の居室の床面積の合計が 30 ㎡を超える場合）</b>
・客用の屋内階段及び踊場の幅 90cm 以上
<b>○2 以上の直通階段（当該階の居室の床面積の合計が 30 ㎡を超える場合）</b>
・原則、居室のある階から地上に通ずる直通階段を 2 以上設置
<b>○屋外への出口</b>
・原則、90cm 以上の通路に面する出口を 2 以上設置
・出口の幅 90cm 以上、戸は内開きとしない

## 【お問い合わせ先】

確認申請に関すること	建築指導室審査指導課	06-6941-0351	内線 3024
定期報告に関すること	建築指導室建築安全課	06-6941-0351	内線 4329
但し、大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市に立地する施設に関しては、各市へお問い合わせください。			